

「健康づくり協力店」調査・登録事業実施要領

1. 目的

市民の健康づくり（熱中症予防対策を含む）の推進及び意識の高揚を図るため、各種店舗・販売所等において、地域の健康づくり拠点として、健康づくり・食育推進・こころの健康に関する情報発信や健康の保持・増進に有効な活動等に協力できる者（店舗等）を調査し登録する。

2. 実施主体

支援：健康づくりをすすめる会 in みさと（以下「M. H. P」という。）

調査・登録・管理：三郷市健康推進課（以下「健康推進課」という。）

3. 主管課

健康推進課

4. 事業内容

市民の健康づくり推進のため、地域の健康づくり拠点として、健康づくり・食育推進・こころの健康に関する取り組みや情報発信、健康の保持・増進に有効な活動等に協力できる者（店舗等）を調査し、「健康づくり協力店」として登録する。なお、調査・登録対象及び登録に関する具体的な内容等については、次項（1）「健康づくり協力店」調査・登録対象及び登録の要件による。

（1）「健康づくり協力店」調査・登録対象及び登録の要件

【調査・登録対象】

市内に店舗・販売所等を有し、営業を行っているもの

【登録の要件】

次のア・イのいずれかの要件を実施することができるもの

ア 健康増進・食育推進・こころの健康の推進に関する取り組みや情報発信ができる
（例）健康推進課と共催で健康機器を活用したイベントを開催する

健康情報が掲載された冊子・情報誌が配布できる

イ 市民の健康の保持・増進に有効な活動に協力できる

（ア）禁煙、分煙対策ができる

（イ）「すこやかみさと健康オアシス」（熱中症予防協力店）として店舗内が利用できる

※上記については、別途『「すこやかみさと 健康オアシス 熱中症予防協力店・協力施設」実施要領』に基づくこととする。

（ウ）なごめる場所が提供できる

（エ）薬とアルコールの飲み合わせの説明（服薬指導）を行うことができる（薬局のみ対象）

(2) 「健康づくり協力店」登録の届出

「健康づくり協力店」の登録を希望し、前項(1)の調査・登録対象に該当、且つ登録の要件を実施することができる各種店舗・販売所等は、別紙様式1により健康推進課長あてに登録の届出をする。なお、登録にあたっては、別紙様式2-2により登録に必要な要件等の調査を受けるものとする。

(3) 「健康づくり協力店」の登録

健康推進課は、前項(2)の報告内容が前項(1)「健康づくり協力店」の調査・登録対象であり、登録の要件が実施可能であると確認できた者(店舗等)を「健康づくり協力店」に登録する。また、登録証として別紙様式3の「健康づくり協力店」登録通知書を交付する。

(4) 「健康づくり協力店」の登録期間

登録期間を1年間とする。

(5) 「健康づくり協力店」の内容変更

健康づくり協力店は、登録内容に変更があった場合、別紙様式4を健康推進課、またはM. H. Pへ提出する。

(6) 「健康づくり協力店」の登録の取り消し

健康推進課は、「健康づくり協力店」から別紙様式5により登録の取り消しの申し出があったとき、または次の①・②に該当した場合は、「健康づくり協力店」の登録を取り消すことができるものとする。

①健康情報等の過大広告などの問題が生じた場合

②その他「健康づくり協力店」としてふさわしくないと健康推進課長が判断した場合

(7) 「健康づくり協力店」との話し合い及び健康づくり活動への協力

健康推進課及びM. H. Pは、地域の健康づくり推進のため、必要に応じて「健康づくり協力店」と話し合いを行い、健康づくり拠点として各種会議・イベント等への参加・協力依頼をするものとする。

(8) 「健康づくり協力店」からの申し出等の報告について

M. H. Pは、「健康づくり協力店」から前項(5)(6)に関する申し出及び状況を把握し確認したときは、すみやかに健康推進課へ報告する。

5. その他

この要領に定めのない事項については、健康推進課及びM. H. P並びに「健康づくり協力店」と協議の上、処理するものとする。